

# 演劇子役の就労可能時間の延長について

平成17年1月1日より、いわゆる演劇子役について、当分の間、午後9時まで就労することが可能となりました（「労働基準法第61条第5項により読み替えられた同条第2項に規定する厚生労働大臣が必要であると認める場合及び期間を定める告示」（平成16年11月22日厚生労働省告示第407号）（なお、演劇子役以外の義務教育終了前の者については、従来どおり午後8時までとなっています。）。

- 義務教育終了前の子役に演劇に出演してもらう場合には、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書（裏面参照）を所轄の労働基準監督署に提出の上、労働基準監督署長の許可を得ることが必要です（労働基準法第56条第2項）。
- 演劇子役の使用にあたっては、以下の事項に御留意ください。

## 義務教育終了前の演劇子役の就労についての注意点

- 児童は、修学時間外においてのみ使用することができます。
- 児童の労働時間（演劇への出演時間だけでなく、稽古及び衣装替えの時間等も含まれます）は、修学時間を通算して、1日について7時間、1週間について40時間を超えてはなりません（労働基準法第60条第2項）。
- 賃金は、必ず児童本人に支払われるようにしなければなりません（労働基準法第59条）。
- 保護者等による送迎が行われるように努める等の配慮を行う必要があります。
- 必要に応じて就労時間中に食事時間を与える等の配慮を行う必要があります。
- 十分な睡眠時間が確保されるように努める等児童の健康及び福祉に配慮をする必要があります。

## 修学についての注意点

- 就労後の状況により学業又は健康に悪い影響を及ぼすおそれが生じたと認められる者については、就労を差し控えるよう学校において指導することとされていますので、関係各位においては御留意下さい。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

中学校長 殿

使用者職氏名 ㊟

証 明 申 請 書

下記生徒を労働者として使用するにつき、労働基準法第56条第2項の規定により修学に差し支えないことを証明願います。

生徒の氏名		性別	男・女	学年	年 組	生年 月 日	年 月 日 (満 才)
事業の概要	事業の名称						
	事業の所在地	(電話 )					
	事業の種類及び内容						
	労働者数	総数	人		義務教育を終了した者	義務教育を終了していない者	
				人		人	
労働条件の概要	雇用契約期間	定めない・定める (自 年 月 日 至 年 月 日)					
	労働時間	1週間実働 時間・1日実働最長 時間 (自 時 至 時)					
	労働日及び休日	労働日	連日・毎週 曜日・日おき		休日	毎週 曜日, その他	
	賃 金	月 給 時間給	円・日 給 円・出来高給		円	締切日毎月 支払日毎月	日 日
	生徒の就く業務の内容						

<p style="text-align: center;">同 意 書</p> <p>本人氏名が事業所の名称において、 上記労働条件で働くことに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>親権者(後见人)氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>本人氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>	<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>本校第 学年 組(生徒の氏名(生年月日))が上記条件で働くことについては、修学に差し支えないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">学校長氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">生徒の 修学 時間</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">火</td> <td style="text-align: center;">水</td> <td style="text-align: center;">木</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">土</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	生徒の 修学 時間	月	火	水	木	金	土	計								
生徒の 修学 時間	月	火	水	木	金	土	計										

(記載上の注意等)

- ① 父及び母が親権者である場合は双方とも署名捺印すること。
- ② 「生徒の就く業務の内容」欄は、新聞販売業については、朝・夕刊の区別も記入すること。演劇の事業については、公演の名称及びその期間についても記入すること。
- ③ 学校長の証明書の「生徒の修学時間」の欄は、当該日の授業開始時刻から同日の最終授業終了時刻までの時間から休憩時間(昼食時間を含む)を除いた時間で、実際に生徒が修学すると見込まれる時間を記入すること。なお、労働基準法では、児童を修学時間外においてのみ使用することができ、休憩時間を除き修学時間を通算して1週間について40時間、1日について7時間を超えて労働させてはならないものとされています。
- ④ 労働基準法では、賃金は直接本人に支払われる必要があります。また、演劇子役の就労については、稽古及び衣装替えの時間等も原則として労働時間に含まれます。
- ⑤ 就労後の状況により学業又は健康に悪い影響を及ぼすおそれが生じたと認められる児童については、就労を差し控えるよう学校において指導することとされていますので、本人、親権者、使用者、学校においては十分御留意下さい。